

平成30年6月28日

適格消費者団体 特定非営利活動法人  
消費者支援ネットワークいしかわ  
理事長 橋本明夫 殿

愛知県名古屋市中区富士見町8番8号  
株式会社ゲオ  
代表取締役 吉川恭史  
[連絡先]  
株式会社ゲオホールディングス



回答書

先般、当社レンタル事業における延滞料金に関して、貴法人より送付された平成30年5月31日付申入書（以下「本件申入書」といいます。）につき、以下のとおりご回答申し上げます。

結論として、当社は当社レンタル事業における延滞料金に関しまして、以下各号の理由から消費者契約法違反とは考えておりません。

- (1) 延滞料金は損害賠償額の予定ではなく、期間毎に設定された当初の金額とは異なるレンタル料金に過ぎないこと。
- (2) 前号により損害賠償との認識に立たないものであることから、損害軽減措置の義務を負わないこと。

上記結論の補足をさせていただきますと、理由第1号につきましては、消費者庁がホームページ上で開示する消費者契約法逐条解説「第3章 消費者契約の無効（第8条～第10条）[2] 第9条（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）」の例外を示した事例9-7に該当する事例そのものであり、また、理由第2号につきましては、顧客が失念していることを慮って確認させて頂くためにサービスとして行うことを目的として当社ショップサービスガイドライン「3. レンタルサービスの利用」第8項規定を定めているのであって、貴法人が主張されるような損害軽減措置の義務として定められたものではありませんので、サービスの提供を当然のことと誤認す

る顧客とのトラブル回避を目的として、店舗での繁閑の事情により当該サービスが提供されない可能性もあることを明示した内容に過ぎません。

以上により、本件申入書「第2 申し入れの理由 4 結語」に記載されております貴法人からの要望「本件規定の速やかな利用停止」または「消費者契約法第10条に適合する内容への本件規定の改訂」のいずれにも応じるべき合理的な必要性が認められないことから、当社としましては貴法人からの要望には応じられないという回答をさせて頂くこととなります。

また、上記結論のとおり当社レンタル事業における延滞料金の取り扱いに違法性がないことから、本件申入書「第1 申し入れの趣旨 2」に記載の、当社と加盟店との間で締結しているフランチャイズ契約書の開示請求につきましても、合理的な理由がないと判断しましたので、同様に貴法人からの要望には応じられないという回答をさせて頂くこととなります。

最後に、本件申入書「第2 申し入れの理由 3 本件規定の問題点」第5号第二文に「何らの上限額も定めずにいわば青天井で」という記載がありますが、当社ショップサービスガイドライン「3. レンタルサービスの利用」第13項に「※延長料金の上限額は1点毎に60日分を上限とします。」と明示しておりますこと、念のため申し添えておきます。

なお、本件に関するご連絡等は、標記「連絡先」記載の経営企画部法務課 内山智貴宛にお願いします。

以上